



令和6年度 中小企業リスクリング支援事業

企業の更なる成長及び中核となる人材の育成を支援するため、研修に参加及び外部講師を招いて開催する研修の経費の一部を補助します。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下単に「中小企業者」という。）であること。 ② 中小企業者が、法人である場合は区内に本社又は主たる事業所を有し、個人事業者の場合は区内に住民登録又は事業所があること。 ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体ではないこと。 ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業その他区長が補助金の交付対象として社会通念上適切ではないと認めるものでないこと。 ⑤ 原則として、区内において引き続き1年以上事業を営んでいること。 ⑥ 法人都民税（個人事業者にあっては特別区民税又は市町村民税）を滞納していないこと。
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 年度内に従業員（経営者は対象外）が研修等に参加または従業員向けの研修等を実施し、経費の支出を行うこと。 ② 研修等を受講する目的が、企業の更なる成長及び人材の育成やスキルの向上に繋がる内容であること。（新入社員等の基礎的な研修等は含まれません。） ③ 同一の研修を対象として、北区以外から経費の補助を受けていない、または交付決定を受けていないこと。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①受講料 ②実習料 ③教材費 ④外部から講師を招き研修等を行う際の講師謝礼金、教材費及び会場借上料 ※消費税等の間接経費は対象外です。 ※飲食費、懇親会費等は対象外です。 ※令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払いが行われている必要があります。
補助限度額	20万円（補助金額が1万円未満のものは対象外となります。）
補助率	2分の1
補助対象期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（申請締切：令和7年2月28日必着） ※予算額に達し次第助成は終了します。 ※研修実施や経費の支払いが3月となる場合は事前にご相談ください。
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 交付申請書（北区HPからダウンロード可） ② 研修に参加する場合…研修の内容がわかるパンフレット等 外部講師を招いた場合…契約書等の写し及び当日の写真 ③ 会社概要（資本金、又は従業員数が記載されたもの） ④ 直近の法人都民税(個人事業主の場合は特別区民税・都民税)の納付が確認できる納税証明書、又は非課税証明書 ⑤ 補助対象経費の支出明細書及び支払いが確認できる書類(領収書、銀行振込、明細書、ネットバンキング等の写し) ⑥ 返信用封筒(申請者の住所・氏名を記載し切手を貼ったもの) ⇒A4サイズの交付決定通知書を三つ折りで一枚お送りします。

お申し込みの流れ



東京都北区産業振興課産業振興係

〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ11階
TEL: 03-5390-1234 FAX: 03-5390-1141

詳しくは北区HPを
ご覧ください⇒





令和6年度

北区中小企業子連れワーク環境整備支援事業

多様な働き方を
サポート！

従業員の多様な働き方を推進する区内中小企業に対し、「子連れワーク」を実施するための環境を整備する際の費用の一部を区が補助します。

「子連れワーク」とは、従業員が0歳から12歳までの自分の子どもを連れて出勤し、子どもと一緒に過ごしながら職場で仕事を行うことをいいます。

補助対象者	北区内の中小企業者
補助対象経費	<p>①施設整備費又は改修費（例：パーテーション、流し台等の設置） ②物品購入費（例：ベビーベッド、おむつ交換台、カーペット等の購入） ③制度理解を目的とした研修等を実施し、または研修等に参加するための経費（例：講師謝礼金、会場借上料、教材費、受講料等の経費）</p> <p>※消費税等の間接経費は対象外です。 ※経費の合算額が1万円未満のもの、経費の単価が2千円未満のものは対象外となります。 ※施設整備・改修、物品購入、研修の実施や経費の支払いが令和6年10月1日から令和7年3月31日までに行われている必要があります。</p>
補助対象期間	<p>令和6年10月1日から令和7年3月31日まで （申請締切：令和7年2月28日必着）</p> <p>※予算額に達し次第助成は終了します。 ※施設整備・改修、物品購入、研修の実施や経費の支払いが3月になる場合は、必ず事前にご相談ください。</p>
補助限度額	50万円
補助率	2分の1 ※補助対象経費に1/2を乗じた金額（千円未満切り捨て）となります。
申請方法	お電話にて事前相談の上、北区ホームページより各種様式をダウンロードし、必要な添付書類と一緒に北区産業振興課まで郵送または窓口にて申請ください。

補助金の申請から請求・支払までの流れ



東京都北区産業振興課産業振興係

〒114-8503 北区王子1-11-1 北とぴあ11階
TEL : 03-5390-1234 FAX : 03-5390-1141

詳しくは北区HPを
ご覧ください⇒

